

「Medical Fair Thailand 2025」 ジャパンパビリオン出品案内書

■ 応募申込締切：2025年7月11日（金）17時00分（日本時間） ■

ジェトロは、タイ・バンコクで開催される東南アジア最大級のヘルスケア分野展示会「Medical Fair Thailand 2025」にジャパンパビリオンを設置します。同展示会は、日本の医療機器メーカー等も多数出展している有力展示会です。

タイにおけるビジネスの拡大や新規市場開拓を目指す皆様のご参加をお待ちしております。



▲前回（2017年）出展時の様子

「Medical Fair Thailand 2025」概要

- 名称：Medical Fair Thailand 2025 (<https://www.medicalfair-thailand.com/?sc=hcm>)
- 会期：2025年9月10日（水）～ 2025年9月12日（金）
- 開催地：タイ・バンコク
- 会場：Bangkok International Trade and Exhibition Centre（BITEC）
- 主催者：Messe Duesseldorf Asia Pte Ltd
- 対象業種：病院・診断・製薬・医療・リハビリ機器と用品
- 来場者数：10,048人（2023年実績）
- 出展社数：800社（2023年実績）
- 展示面積：15,200 sq.m.（2023年実績）

ジャパンパビリオン概要

- 主催：日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 規模：96㎡（6m×16m）、小間割なし
- 出展社：約10社（審査有。申込多数の場合、中堅・中小企業を優先する場合があります。）
- 対象：ヘルスケア関連製品・サービス（詳細はP2「対象品目・出品料・出品形態」を参照。）

募集品目・出品料・出品形態

- 募集品目：
医療機器（完成品）、介護・健康関連製品サービス、デジタルヘルス* 関連製品サービス等
※ プログラム医療機器（SaMD）、モバイルヘルス、健康情報技術、ウェアラブル機器、遠隔医療、個別化医療等のこと。
- 出品料：無料
※ 但しキャンセルの場合は契約成立後（ジェットロの採択通知書による承諾意思表示の発信時点より）キャンセル申出時点で発生している実費を負担頂きます。
- 出品形態：オープンスペース（小間割なし、各社に社名入り小型の展示台を設置予定）

出品要件

- 1) 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。
- 2) 日本国内に本社を有し、日本の製品技術を扱う日本企業であること。原則、新品（中古品でない）が対象。（それ以外の場合につきましては、一度ジェットロまでご相談をお願いします。）
- 3) 対象分野に合致する日本ブランドの製品・技術・サービス等を紹介すること。
- 4) 見本市期間中、原則、説明及び商談が可能な1名以上が、ブース常駐できること。
- 5) 本見本市出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
- 6) 本「出品案内書」の記載事項を了承していること。
- 7) ジェットロが成果把握等のために実施するアンケート（主に成約及び成約見込み相手企業名・金額等）に回答すること（会期前、会期中、会期後）。
- 8) ジェットロが出品者として適当であると承認した者
- 9) 現在、反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

費用負担

【ジェットロの負担するサービス】

- パビリオンの施工・基本装飾
- 備品：展示台（縦0.5m、横1mほど、社名表示あり）※予定
- 共用スペース：受付、カタログラック、面談エリア（机と椅子、電源、ごみ箱）※予定
- ブースアシスタント 2～3名（パビリオン全体、他社様と共通） ※予定

【含まれないサービス】

上記以外にかかる費用（例として以下）

- 出品物調達費
- 渡航費（航空賃、宿泊代）、ビザ代、旅行傷害保険料等
- 参加者宿泊先と会場間の交通費、食費等の個人的な経費
- 会場までの出品物の手配・輸送費（同輸送費には、通関、見本市会場内の搬入・搬出費用、空箱保管料、貨物保険料等の輸送関連経費を含む。）
- ブースアシスタント、通訳等に係る手配・経費（個別手配が必要な場合）
- 追加電源費用・追加備品・広報素材などの制作費用

申込・出品の流れ

本案内書および「海外見本市出品要綱」をよくお読みの上、以下3つのSTEP 全てを申込締切までに完了させてください。

【申込締切】：2025年7月11日（金）17時00分（日本時間）

【STEP1】

下記のイベント申込ページで必要事項を入力・送信してください。

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0071792C>

※ 初めのお申込みの方は「お客様情報登録」（無料）が必要です。

※ お申込みは日本法人からお願いいたします。運営に現地法人等の関係者がかわる場合は、出品企画書内の運営担当者欄についてもご記載ください。

【STEP2】

下記 URL から「出品企画書・書類提出フォーム」へのご回答および、必要書類をアップロードしてください。

< 出品企画書・書類提出フォーム >

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/bgk/mft2025>

※ 応募多数の場合、上記申込締切より早く締め切る場合があります。

< アップロードが必要な書類 >

① 「出品申込書・承諾書」

押印済み書類(※)をアップロードしてください。※ 代表者印(実印)のみ可。角印(社印)は不可。

② 「会社案内」(日本語)

③ 「企業ロゴ」【カタログ等掲載用】

(ファイル形式：AI, PDF, jpeg 解像度：300dpi サイズ上限：10MB)

【STEP3】

【STEP2】で各書類をアップロード後、代表者印を押印済みの「出品申込書・承諾書」を下記住所に「2部」郵送ください。

書類郵送先

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班

担当：田中、徳光、大森、長谷（ながたに）

【選考および結果通知（7月中）】

出品申込内容等をもとに、出品いただく事業者を選考します。選考結果は、上記「申込フォーム」で登録されたメールアドレス宛てにお知らせします。

注意事項

※ 以下には重要な情報が記載されています。お申し込みの前に必ずご確認ください ※

- 1) ジェトロが成果把握等のために実施するアンケート（主に成約及び成約見込み先相手企業名・金額等）には必ずご回答願います（会期前、会期中、会期後）。
- 2) お申し込みが予定企業数に達した場合は、締切日以前でも募集を締め切る場合があります。
- 3) お申込みいただいた内容に変更がある場合、ジェトロにご連絡ください。また、申込締切日を過ぎてからの変更には応じられない場合がありますので、予めご了承ください。
- 4) パビリオン内での配置は、出品物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェトロが決定します。ジェトロは出品者より一切の希望・要求を受けつけません。
- 5) ジェトロが出品者として適当であると承認することを要件とします。
- 6) 原則、会期の全日程を通じてブース常駐をお願いします。
- 7) キャンセルの場合は契約成立後（ジェトロの採択通知発信時点より）キャンセル申出時点で発生している実費を負担頂きます。また、相応の理由なしにキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート等にご協力いただけない場合、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。
- 8) 会場の諸規定や開催国・開催地の関係法令等を遵守することとします。
- 9) タイにおいて輸入・販売ができない製品、偽造品、不良品、知的財産権の権利侵害品の展示はできません。また、会場内で使用する展示物・映像・音楽は、著作権を侵害しないようにしてください。展示・実演で音楽の演奏・オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理手続きが必要です。※自社で権利を持つものや、既に権利処理済のものは別。
- 10) 安全保障貿易管理に関する各リンクをご確認、ご理解いただき、申込時に必ずご回答をお願いします。なお、外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得願います。
- 11) 提供された展示スペースの転貸、売買、交換、譲渡は出来ません。
- 12) ブースのデザイン・設計及び施工はジェトロが、出品物の展示・陳列は出品者が行います。
- 13) 出品物の展示方法及び出品者が自ら施した装飾が、ジャパン・ブース全体の統一感を著しく乱すとジェトロが判断した場合、ジェトロの指示に基づいて変更いただく場合があります。
- 14) 戦争、天災、政情不安等の不可抗力が発生した場合、また外交関係、経済関係等のやむを得ない事由からジェトロとして見本市への参加が不適当もしくは不可能となった場合、出展を取りやめる事があります。ジェトロはこれにより生じた如何なる損害に対しても賠償責任を負いません。
- 15) ジェトロは、会期中及びその前後を通じて会場内外で発生した傷病、事故、盗難、火災、その他一切の原因を理由とするいかなる損害・損失・損傷についての責任を負いません（新型コロナウイルス感染含む）。
- 16) 出品にかかる規則は、本「出品案内書」及び「海外見本市出品要綱」によるものとします。また、本案内書と「海外見本市出品要綱」で内容が異なる場合には、本案内書を優先します。
- 17) ご提供頂いた企業・個人情報は、事業実施のため、設計業者、施工業者、現地バイヤー、主催者等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ、主催者オンラインサイト、ジェトロが主催するセミナー等において企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。あらかじめご了承ください。

- 18) 展示装飾等、今後の準備の詳細については、出品確定後に別途ご案内します。準備関連の連絡、打ち合わせは、メール、オンライン会議ツール（MS Teams）を使い日本語で行います。
- 19) 主催者から変更の要請・指示があった場合、ジェトロは本出品のご案内に記載の内容を変更させていただきます可能性があります。

中堅中小企業の定義

本事業における中小企業の定義・要件は、以下（1）の定義・要件を満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。（2）の要件に関しては後日確認させていただく場合がございます。

（1）中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

（2）中堅企業の定義

中小企業以外で、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する者であって、常時使用する従業員数が2,000人以下の会社。

※「産業競争力強化法」 e-Gov <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

※申込企業が、常時使用する従業員の数を超え法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者である場合、大企業とみなし、他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります。

問合せ先

【現地】 ジェトロ・バンコク事務所（担当：上江洲(かみえす)、パット、オーム）※日本語対応可

TEL：+66-2-253-6441

E-mail：bgk-info@jetro.go.jp、Yuki_Kamiesu@jetro.go.jp

【日本】 ジェトロ 海外展開支援部 販路開拓課 ヘルスケア産業班

TEL：03-3582-8351

E-mail：healthcare@jetro.go.jp

■■■ ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください ■■■